

# 第 2 部 平成12年度の現況と対策

## 第 2 章 資源循環型社会の構築

### 第 1 節 一般廃棄物

#### 1 現 況

今日の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済構造に加え、住民の都市型生活への指向は、ごみ排出量の増大や質の多様化をもたらし、その処理・処分に伴いダイオキシン類の発生や最終処分場の確保難等の問題を引き起こしている。このような問題を解決するためには、これまでの廃棄物を効率よくかつ安全に処理・処分することから、ごみの排出をできるだけ抑制し、資源として有効利用できるものは極力再生利用する、新たな循環型処理システムへの転換が必要である。

我が国におけるダイオキシン類の排出は、そのほとんどを一般廃棄物の焼却施設が占めているといわれ、県では、対策が困難な小規模施設を、ダイオキシン類対策が可能な一定規模以上の全連続炉に集約することとし、平成10年3月「愛媛県ごみ処理広域化計画」（資料編10 - 1 参照）を策定した。計画では、期間を概ね10年間とし、県内を5ブロックに分けて集約化を進めることとしており、ブロック内の市町村ではブロック協議会等を設立し、過渡期の対応も含めて計画の推進を図っているところである。

一方、し尿や生活雑排水のいわゆる生活排水対策の推進も、身近な河川や海などの水質浄化を図るうえで重要な課題となっている。このため、し尿処理施設の高度処理を推し進めるとともに、生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽の設置整備事業等を推進している。合併処理浄化槽については、平成13年4月から単独処理浄化槽の設置が原則として認められなくなったことから、今後さらに設置が進むことが期待されている。

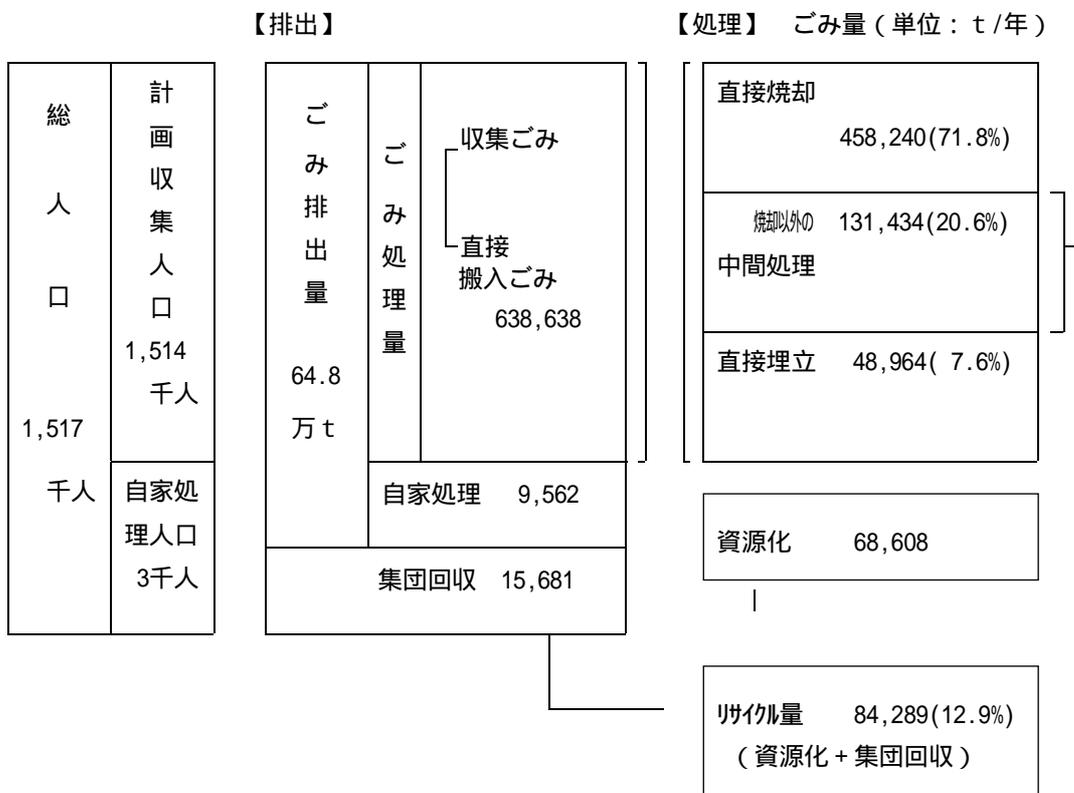
県では、ごみの減量、リサイクルの推進についての市町村の積極的な取り組み指導と併せて、市町村が実施するダイオキシン類対策事業などに対して、技術的及び財政的援助を行うとともに、ごみ問題等に対する県民啓発を積極的に進めている。

#### (1) ごみ処理の状況

ごみ排出量の増加と処理困難物等への対応、資源化の推進等のため、積極的な

施設整備を図っており、平成12年度末では、ごみ焼却施設34施設（能力 2,047トン/日）（資料編10 - 2 参照）、資源化施設であるリサイクルプラザ・センター5施設（98トン/日）などが整備されている。また、県人口の99.8%（1,514千人）について、ごみの収集処理が行われており、図2 - 10 - 1のとおり年間総排出量は約64.8万トンとなっている。そのうち、収集ごみ及び直接搬入ごみの71.8%が焼却施設で処理され、7.6%が埋立処分、約8.4万トンが資源化され、総排出量のリサイクル率は12.9%となっている。

図2 - 10 - 1 ごみの排出及び処理状況（平成12年度速報値）



## (2) し尿処理の状況

し尿の処理は、し尿処理施設、浄化槽、コミュニティ・プラント及び公共下水道により行われている（図2 - 10 - 2）。

汲み取りし尿人口は、約42万1千人で県人口の27.8%に相当する。また、し尿処理施設は24施設 1,591kl/日が整備されている（資料編10 - 3 参照）。

浄化槽は、約20万2千基が設置され、処理人口は約62万8千人であり、普及率は約41.4%である。

コミュニティ・プラントは、11施設で処理人口は約7.6千人であり、普及率は

約 0.5%である。

なお、施設整備事業の概要を表 2 - 10 - 1 に示す（一般廃棄物最終処分場の現況は資料編10 - 4 参照）。

図 2 - 10 - 2 し尿処理の状況（平成12年度速報値）

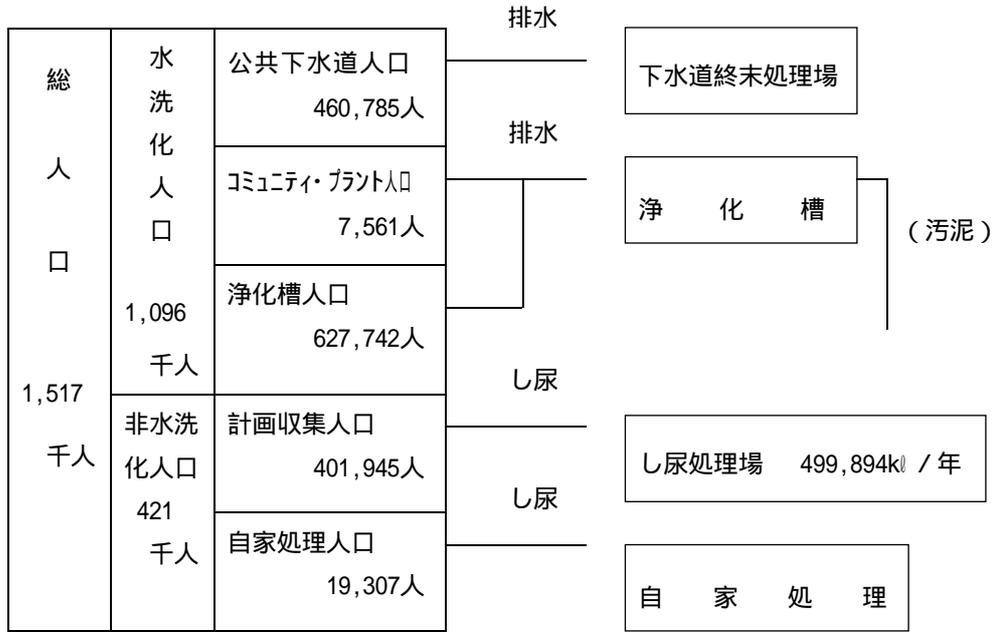


表 2 - 10 - 1 施設整備事業の概要（12年度事業）

事業名	箇所数	市町村名
ごみ焼却施設	6箇所	新居浜市、道前福祉衛生事務組合、伯方町 今治地区事務組合、砥部町、宇和島市
埋立処分地施設	2箇所	松山市、大島地区衛生事務組合
汚泥再生処理センター	1箇所	菊間町
合併処理浄化槽設置整備事業	48市町村 2,697基	新居浜市、野村町、城川町、川之江市 伊予三島市、土居町、小松町、宇和町 松野町、西条市、砥部町、明浜町 津島町、三間町、広見町、松山市 今治市、伊予市、菊間町、小田町 双海町、肱川町、日吉村、五十崎町 宇和島市、大西町、重信町、内海村 大洲市、川内町、柳谷村、松前町 内子町、北条市、玉川町、三崎町 東予市、丹原町、河辺村、三瓶町 吉田町、城辺町、御荘町、新宮村 瀬戸町、一本松町、波方町、西海町
特定地域生活排水処理事業	1市1町 40基	中山町、八幡浜市

(3) 一般廃棄物焼却施設のダイオキシン類濃度測定結果

市町村が設置するごみ焼却施設について、平成9年12月から強化、適用された

維持管理基準等の順守を指導するとともに、施設の改造、燃焼ごみの分別等ダイオキシン類削減対策の徹底を図った。また、平成10年12月1日から適用されている構造・維持管理基準については、すべての施設が適合しているが、平成14年12月から適用される基準に対しては大幅な改造等を必要とする施設が多く、現在、早急な対応に努めている。

平成8年度から始まったごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出実態調査の平成12年度結果では、県内の施設に緊急削減対策を必要とする80ng(ナノグラム)/Nm<sup>3</sup>を超えた施設はなく、ダイオキシン類排出濃度は、0.01～46ng/Nm<sup>3</sup>の範囲で、平均値は4.5ng/Nm<sup>3</sup>であり、平成8年度と比べ、平均値は4分の1に減少している。(資料編10-5参照)。

また、民間が設置する一般廃棄物の焼却施設6施設では、ダイオキシン類排出濃度は0.01～24ng/Nm<sup>3</sup>の範囲で平均値は3.5ng/Nm<sup>3</sup>であり、基準を超える施設はなかった(表2-10-2、資料編10-6参照)。

表2-10-2 一般廃棄物焼却施設のダイオキシン類排出濃度

【市町村のごみ焼却施設】

年 度	稼働施設数 (炉数)	ダイオキシン類排出濃度 (ng/Nm <sup>3</sup> )	
		最小値～最大値	平均値
平成8年度	38(63)	0.20～73	18.0
平成9年度	37(62)	0.05～53	12.4
平成10年度	36(61)	0.09～48	8.9
平成11年度	36(61)	0.01～47	6.3
平成12年度	34(58)	0.01～46	4.5

【民間が設置する焼却施設】

年 度	稼働施設数 (炉数)	ダイオキシン類排出濃度 (ng/Nm <sup>3</sup> )	
		最小値～最大値	平均値
平成10年度	6(7)	0.0024～58	9.8
平成11年度	6(7)	0.014～14	2.1
平成12年度	6(7)	0.01～24	3.5

## 2 対 策

一般廃棄物の処理は、これまでの大量の廃棄物をもっぱら焼却や埋立てによって処理するシステムを変更し、廃棄物を資源として捉え、資源の有効利用、環境への負荷の低減の観点から積極的にリサイクルを行う、資源循環型の処理体制への転換を図ることとしている。このため、これまでの大気汚染、水質汚濁等公害

防止のための施設整備及び適切な維持管理の推進に加えて今後は、平成10年3月に策定した「愛媛県ごみ処理広域化計画」に基づき、積極的なごみの減量化、リサイクルの推進を図りながら、ごみ焼却施設、資源化施設、最終処分場等について広域的な整備を行うこととしている。

また、ごみ焼却施設は、将来的には、ダイオキシン類恒久対策として高度な処理機能を有する大規模施設に集約することとしているが、ごみ焼却施設からのダイオキシン類排出量を早急に削減することが求められており、平成14年12月から強化される構造維持管理基準にできるだけ早く適合させる必要がある。現在、ブロック内の市町村は協議会などを設立し、広域化計画に基づく周辺施設との集約化、早期の施設改造などの過渡期の対応、将来の施設整備計画について協議を進めているが、県としても、広域化計画の具体化に向けて必要に応じて市町村間の調整を行い、ダイオキシン類対策の施設整備に対する財政支援と併せダイオキシン類の排出削減を図っていくこととしている。

その他ごみ焼却にかかるダイオキシン類削減対策としては、県有の焼却施設の使用中止、学校での焼却炉の使用中止を行うとともに、市町村を通じ簡易小型焼却炉でのごみ焼却の抑制を図ってきたところであるが、平成13年4月からいわゆる野焼きが禁止されたことや、これまで規制の対象外であった簡易小型焼却炉にも平成14年12月からは構造基準が適用されることから、今後一層、安易な焼却をやめダイオキシン類対策の完備した市町村施設で処理するよう積極的に指導を行うこととしている。

# 第 2 部 平成12年度の現況と対策

## 第 2 章 資源循環型社会の構築

### 第 2 節 産業廃棄物

#### 1 現 況

産業廃棄物には、燃え殻、汚泥、廃油等19種類が定められており、その排出及び処理状況、処理施設の設置状況は次のとおりである。

#### (1) 発生・排出状況

平成12年度に実施した実態調査結果によると、平成11年度の産業廃棄物の発生量は9,800千トン、発生量から有価物などを除いた排出量は9,676千トンとなっている。

##### 業種別排出状況

業種別にみると、製造業が6,465千トン（排出量全体の67%）で最も多く、次いで、建設業が1,235千トン（同13%）、農業が1,138千トン（同12%）、電気・水道業が657千トン（同6%）、鉱業が117千トン（同1%）となっており、この5業種で全体の99%を占めている。

表 2 - 10 - 3 業種別排出量（単位：千トン/年、%）

業 種	排 出 量	構 成 比
合 計	9,676	100
製 造 業	6,465	67
建 設 業	1,235	13
農 業	1,138	12
電気・水道業	657	6
鉱 業	117	1
そ の 他	64	1

##### 種類別排出状況

種類別にみると、汚泥が6,332千トン（排出量全体の65%）で最も多く、次いで、家畜ふん尿が1,136千トン（同12%）、がれき類が1,081千トン（同

11%)、ばいじんが242千トン(同3%)、木くずが186千トン(同2%)、燃え殻が164千トン(同2%)となっており、この6業種で全体の95%を占めている。

表2-10-4 種類別排出量 (単位:千トン/年、%)

業種	排出量	構成比
合計	9,676	100
汚泥	6,332	65
家畜ふん尿	1,136	12
がれき類	1,081	11
ばいじん	242	3
木くず	186	2
燃え殻	164	2
その他	535	5

圏域別排出状況(農業・漁業を除く)

圏域別にみると、宇摩圏が2,991千トン(排出量全体の35%)で最も多く、次いで、新居浜・西条圏が3,314千トン(同39%)、松山圏が1,300千トン(同15%)、今治圏が366千トン(同4%)、八幡浜・大洲圏が347千トン(同4%)、宇和島圏が217千トン(同3%)となっている。

表2-10-5 圏域別排出量 (単位:千トン/年、%)

業種	排出量	構成比
合計	8,535	100
宇摩圏	2,991	35
新居浜・西条圏	3,314	39
今治圏	366	4
松山圏	1,300	15
八幡浜・大洲圏	347	4
宇和島圏	217	3

## (2) 処理・処分状況

県内で発生した産業廃棄物（9,800千トン）の発生から処理までの概要は図2-10-3のとおりである。

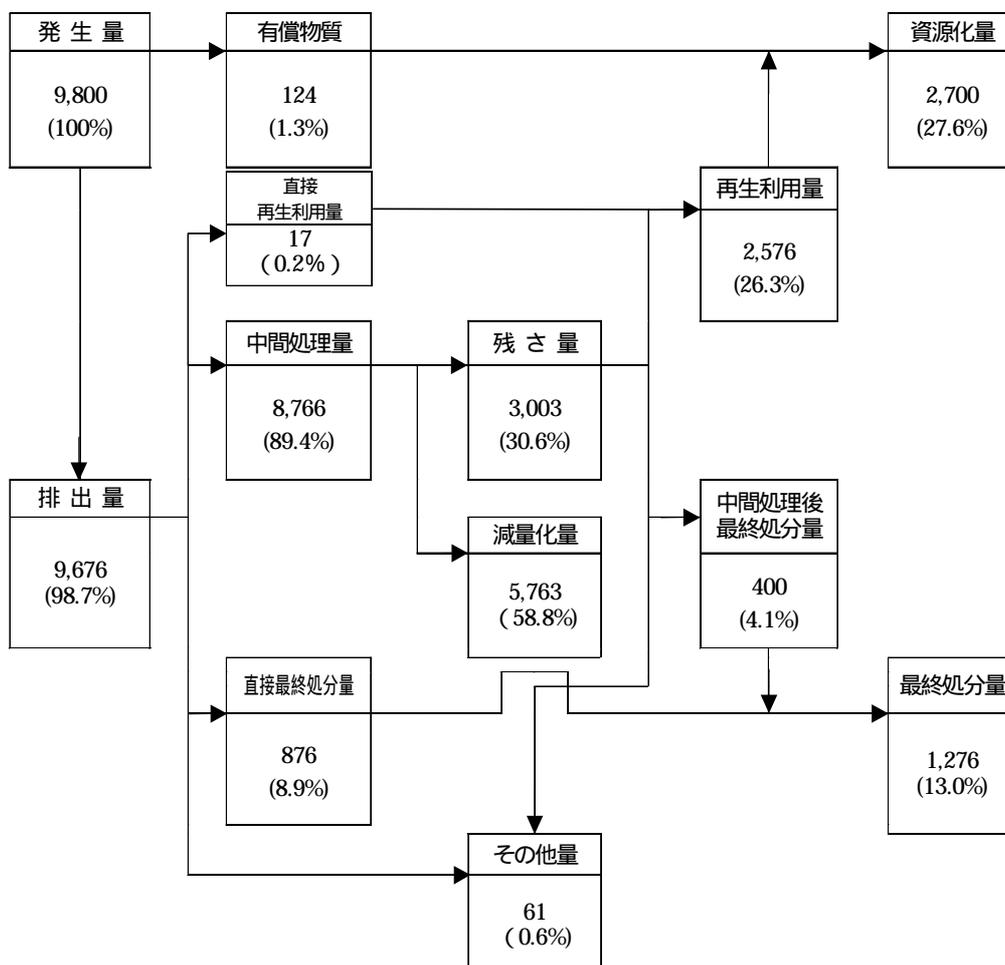
資源化状況を見ると、排出事業者自らが再生利用し、又は他人に有償で売却したものと、処理業者が中間処理後再生利用したもの等を含めた資源化量の合計は、2,700千トン（資源化率27.6%）となっている。

減量化状況を見ると、排出事業者自らが中間処理を行って減量したものと、自治体や処理業者が中間処理を行って減量したものを合わせた減量化量の合計は、5,763千トン（減量化率58.8%）となっている。

最終処分状況を見ると、排出事業者自らが埋立処分したもの、自治体処理業者が未処理のまま最終処分したもの、さらに、自治体や処理業者が中間処理後に最終処分したものを合わせた最終処分量の合計は、1,276千トン（最終処分率13.0%）となっている。

図2-10-3

（単位：千t/年）



注1) ( )は発生量に対する割合を示す。

### (3) 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者の状況

他人の産業廃棄物業及び特別管理産業廃棄物の処理を業として行う者は、知事の許可を受けることが義務付けられている。平成12年度末の産業廃棄物処理業者の許可件数は、表2-10-6のとおり収集・運搬業が966業者で全体の85.4%を占めており、処分業が165業者となっている。

また、特別管理産業廃棄物処理業者の許可件数は141業者で、その内訳は、表2-10-7のとおりとなっている。

表2-10-6 産業廃棄物処理業の許可状況 (平成13年3月31日現在)

		収集運搬業	処分業	計
平成11年度までの許可		882	143	1,025
平成12年度	新規許可	89	22	111
	更新許可	76	12	88
	変更許可	(35)	(9)	(44)
	廃止	5	0	5
累 計		966	165	1,131

表2-10-7 特別管理産業廃棄物処理業の許可状況 (平成13年3月31日現在)

		収集運搬業	処分業	計
平成11年度までの許可		125	11	136
平成12年度	新規許可	6	0	6
	更新許可	7	0	7
	変更許可	(4)	(1)	(5)
	廃止	1	0	1
累 計		130	11	141

#### (4) 産業廃棄物処理施設の設置状況

汚泥の脱水施設、最終処分場等17種類が産業廃棄物処理施設として定められており、知事の許可を受けることが義務付けられている。平成12年度末の産業廃棄物処理施設は表2-10-8のとおり462施設となっており、その内訳は、中間処理施設414施設、最終処分場は48施設となっている。

表2-10-8 産業廃棄物処理施設の許可状況 (平成13年3月31日現在)

施 設 の 区 分		許 可
中 間 処 理 施 設	汚 泥 の 脱 水 施 設	249
	汚 泥 の 乾 燥 施 設	4
	汚 泥 の 焼 却 施 設	14
	廃 油 の 油 水 分 離 施 設	2
	廃 油 の 焼 却 施 設	5
	廃 酸 ・ 廃 アルカリの中和施設	1
	廃 プラスチック類の破砕施設	1
	廃 プラスチック類の焼却施設	12
	木くず又はがれき類の破砕施設	95
	汚泥のコンクリート固形化施設	3
	シ ア ン の 分 解 施 設	1
	上 記 以 外 の 焼 却 施 設	27
最 終 処 分 場		48
合 計		462

注 木くず又はがれき類の破砕施設は、平成13年2月1日から産業廃棄物処理施設に追加されたもので、施設数は、既存施設の数に記載した。

#### (5) 特別管理産業廃棄物の種類別・業種別排出状況

特別管理産業廃棄物の種類別・業種別排出状況は、表2-10-9及び以下に示すとおりである。

平成12年度に実施した実態調査によると、平成11年度の排出量は10,143トンであり、種類別にみると廃酸が3,644トンで最も多く、全体の36%を占めている。次いで、感染性廃棄物が2,679トン(26%)、特定有害産業廃棄物が1,967トン(19%)、廃油が1,686トン(17%)、廃アルカリが167トン(2%)となってい

る。

業種別では、製造業が 6,810トンと最も多く、全体の67%を占めており、次いで、医療業を中心としたサービス業が 2,771トン（27%）となっており、この2業種で94%を占めている。

表 2 - 10 - 9 種類別・業種別排出状況（平成11年度実態調査結果）

（単位：トン/年）

種類 業種	合計	廃油 (引火点が 70未満)	廃酸 (PHが2.0 以下)	廃アルカリ (PHが12.5 以上)	感染性 産業廃棄物	特定有害 産業廃棄物
合計	10,143 (100)	1,686 (17)	3,644 (36)	167 (2)	2,679 (26)	1,967 (19)
鉱業	- (0)	- (0)	- (0)	- (0)	- (0)	- (0)
建設業	47 (1)	2 (0)	- (0)	- (0)	- (0)	45 (1)
製造業	6,810 (67)	1,224 (12)	3,638 (36)	106 (1)	1 (0)	1,841 (18)
電気・水道業	- (0)	- (0)	- (0)	- (0)	- (0)	- (0)
運輸・通信業	62 (1)	1 (0)	- (0)	61 (1)	- (0)	- (0)
卸・小売業	453 (4)	453 (4)	- (0)	- (0)	- (0)	- (0)
サービス業	2,771 (27)	6 (0)	6 (0)	- (0)	2,678 (26)	81 (1)

注1 表中の「-」は、1kg未満を表す

2 ( )は、排出量の合計を100%とした構成比である。

## 2 対 策

産業廃棄物の最終処分場の逼迫や、ダイオキシン問題、不法投棄等の問題を踏まえ、平成12年6月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され、廃棄物処理センター制度の見直し、マニフェスト制度の見直し、野焼きの禁止、措置命令の強化並びに罰則の強化等がなされたことから、この法改正に対応するため、事業者及び処理業者等に対する法令講習会による周知徹底や、立入検査の拡充などの対策を講じた。

また、愛媛県廃棄物処理施設廃棄物交換情報制度により再利用・再資源化の促進

など、産業廃棄物の適正処理を推進するための施策を講じるとともに、平成8年度に策定した「第4次愛媛県産業廃棄物処理計画」の処理目標を達成するため、産業廃棄物処理法第12条の5の規定に基づき、産業廃棄物を多量に生ずる事業場を設置している事業者に対し、当該事業場に係る産業廃棄物の減量、処理に関する計画の達成を指示した。

### (1) 廃棄物交換情報制度

「廃棄物交換情報制度」は、廃棄物を排出する事業所に対し、有用可能な廃棄物の需給状況を調査し、これらの情報を事業者へ通知するとともに斡旋を行い、企業間の交換を促し、有効資源としての活用を促進しようとするものであり、(社)愛媛県産業廃棄物協会に委託して実施しているものである。

#### 平成12年度廃棄物交換情報制度の実績

平成12年度は、建設業及び製造業の600事業者を対象に需給調査を行ったところ、需要希望廃棄物が8件、提供希望廃棄物が78件の情報を得ることができた。

この結果を「産廃情報」に掲載し、事業者・処理業者等に廃棄物の性状、成分等の名称等の条件に基づき取引斡旋を行ったが、取引成立には至らなかった。

なお、この制度に併せて、山口、香川、福岡、大分、広島、岡山、兵庫の各県及び福岡、北九州、大牟田、大分、広島、呉、福山、岡山の各市との間で広域的な情報交換を行った。

#### 情報提供事業

産業廃棄物の適正処理及び再利用、再資源化に関する情報を提供するため、「産廃情報」を年3回、各1,200部発行し事業者、処理業者、関係団体等に配布した。

平成12年度の発行状況は、表2-10-10のとおりである。

表2-10-10 「産廃情報」の発行状況

発行日	主な内容
平成12年10月5日 (第67号)	廃棄物関係許可申請マニュアル 産業廃棄物再生利用業指定制度 (社)愛媛県産業廃棄物協会への入会のご案内

平成12年11月15日 (第68号)	廃棄物需給調査の結果まとまる ～ 廃棄物情報交換制度～ 平成12年度上半期における生活経済犯罪の 取締り状況について 循環基本法の成立をめぐって 循環型社会に欠かせないマーク 入会のご案内
平成13年1月15日 (第69号)	廃棄物処理法等の改正と今後の展望 産業廃棄物処理業者情報検索システム 悪質な産廃業者排除へ ～格付け～ マニフェスト様式変更のお知らせ 入会のご案内

## (2) 産業廃棄物処理業者研修

産業廃棄物処理業者の資質の向上を図るため、「収集運搬」課程及び「処分」課程の研修会を(社)愛媛県産業廃棄物協会に委託して実施した。

その概要は、表2-10-11のとおりである。

表2-10-11 研修会の開催状況

研 修 会	「収集運搬」課程	「処分」課程
期 間	平成12年8月23日	平成12年8月30日
場 所	松山市南堀端2-3JA愛媛	松山市南堀端2-3JA愛媛
受 講 者	216名	90名
講 義	産業廃棄物処理行政、産業廃棄物処理の実態と課題、産業廃棄物処理に係る経営管理、収集運搬概論	産業廃棄物処理行政、産業廃棄物処理の実態と課題、産業廃棄物処理に係る経営管理、ダイオキシン対策、処分概論

## 法令講習会の開催

排出事業者及び処理事業者を対象に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令等の説明会を表2-10-12のとおり開催し、その周知徹底を行い資質の向上を図った。

表 2 - 10 - 12 法令講習会開催状況

日 時	会 場 (住 所)	参加者
平成12年 9月 4日 (月) 13時30分 ~	県庁第二別館 松山市一番町 4 丁目 4 - 2	260人
平成12年 9月 5日 (火) 13時30分 ~	西条地方局 西条市喜多川796 1	230人
平成12年 9月 6日 (水) 13時30分 ~	八幡浜地方局 八幡浜市北浜 1 - 3 - 37	182人
平成12年 9月 7日 (木) 13時30分 ~	今治建設会館 今治市北宝来町 2 - 3 - 17	148人
平成12年 9月11日 (月) 13時30分 ~	宇和島地方局 宇和島市天神町 7	108人

(3) 事業者、処理業者の監視・指導

産業廃棄物処理施設適正管理指導

最終処分場の施設の管理状況を監視・指導するため、立入調査を実施している。その概況は、表 2 - 10 - 13のとおりである。

表 2 - 10 - 13 最終処分場立入調査状況

所管保健所名	安定型処分場	管理型処分場
伊 予 三 島	-	2
新 居 浜	-	3
西 条 中 央	-	3
今 治 中 央	4	-
松 山 中 央	1	3
大 洲	13	1
八 幡 浜 中 央	5	-
宇 和 島 中 央	8	-
合 計	31	12

最終処分場水質検査

県下の産業廃棄物最終処分場について、浸出水、下流の河川等の水質検査を

実施した。

ア 管理型最終処分場

- ・検査施設数 7施設
- ・検査回数 3～6回
- ・検査項目 生活環境項目 水素イオン濃度等7項目  
有害物質 カドミウム等24項目

イ 安定型最終処分場

- ・検査施設数 31施設
- ・検査回数 1回
- ・検査項目 生活環境項目 COD又はBOD  
有害物質 カドミウム等23項目

廃棄物焼却施設の立入調査

廃棄物焼却施設から排出されるダイオキシン類を削減するため、平成9年12月1日から施行された新たな構造・維持管理基準及び処理基準について、廃棄物焼却施設設置者のダイオキシンの測定実施等の遵守状況を把握するとともに、改善指導を行うため、立入調査を実施した（資料編10 - 8参照）。

- ・立入調査回数 年2回
- ・基準の遵守状況 全ての施設が基準に適合
- ・ダイオキシンの測定結果

施設数	測定結果 (ng/Nm <sup>3</sup> )		
	最小値	最大値	平均値
57	<0.01	55	4.4

(4) 愛媛県廃棄物処理施設設置審査会の開催

法に基づき、廃棄物処理施設のうち焼却施設及び最終処分場の設置許可に当たっては、専門的知識を有する者の意見を聴くことが必要であることから、愛媛県廃棄物処理施設設置審査会を設置し、審査を行っており、平成12年度は同審査会を2回開催した。

- ・開催日 平成12年6月27日  
平成13年3月28日

(5) 不法投棄防止対策

地方局ごとに「不法投棄防止対策推進協議会」を設置し、次の事項に係る具

体策を効果的に推進するため実施方法等の打合せを行った。

- ・不法投棄防止のための監視
- ・不法投棄防止に関する意識の啓発
- ・不法投棄物の処理
- ・その他、不法投棄防止のための具体策の推進

また、地域の実情に応じた不法投棄防止活動を迅速かつ的確に行うため、市町村及び関係機関等による合同パトロール、不法投棄物の撤去並びに広報誌による啓発等を実施した。

不法投棄等の不適正処理を監視するため、愛媛県消防防災ヘリコプターを活用したスカイパトロールを実施するとともに、各中央保健所に配備した環境パトロールカーを使用し、住民からの苦情や通報にも迅速に対応した。

不適正処理の未然防止と早期発見により県民の生活環境の保全を図るため、平成12年度から各地方局単位で民間警備会社に委託し、平日夜間及び休日のパトロールを実施した。

- ・実施体制：2人1組
- ・実施日数：850人日（2人×5地方局×85日）
- ・実施結果：発見数86件、うち撤去済み4件

#### (6) 財団法人愛媛県廃棄物処理センター

廃棄物の適正処理及び最終処分場の安定的・長期的な確保を図るため、平成5年9月、財団法人愛媛県廃棄物処理センターを設立し、東・中・南予の地域特性に応じた処理施設を整備することとしている。

平成12年1月17日から、新居浜市磯浦町の東予事業所で焼却溶融施設の操業を行っている。

操業にあたっては、排ガスについて連続的に測定を行うほか、騒音、振動、悪臭、周辺地域の河川水、地下水、土壌、ダイオキシン等について定期的に調査し、環境法令等の基準を遵守している。

#### (団体の概要)

- ・所在地 松山市一番町四丁目4番地2
- ・設立 平成5年9月1日
- ・基本財産 1,000万円
- ・役員 理事長 三木輝久(愛媛県中小企業団体中央会会長、(社)愛媛県紙パルプ工業会会長)

副 理 事 長 佐藤晃一（愛媛大学名誉教授）  
専 務 理 事 武智勝久（愛媛県県民環境部長）  
その他理事 14名  
監 事 2名

（東予事業所の概要）

・所在地 新居浜市磯浦町18番78号

・施設概要

焼却・溶融施設

スラグ排出型ロータリーキルン方式 24時間連続運転

・処理能力

焼却・溶融施設 100t/日（50t/日2系列）

破碎機 10t/日

汚泥乾燥機 53t/日

・処 理 物

医療廃棄物、焼却灰、廃家電品、廃タイヤ、下水道汚泥、

廃油、廃プラスチック類等

（東予地区26市町村から排出されたものに限る。）

休養施設（研究研修施設を併設）

1階 入浴施設、休憩室 焼却・溶融施設の余熱利用

2階 多目的ホール、和会議室

研究研修施設

分析室 焼却・溶融施設2階 クリーンルーム、各種分析機器

会議室 管理棟2階、休養施設2階

# 第 2 部 平成12年度の現況と対策

## 第 2 章 資源循環型社会の構築

### 第 3 節 えひめ循環型社会推進計画の推進

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムを見直し、環境への負荷を軽減し、資源を有効に活用することにより、ごみの減量化やリサイクルを進める循環型社会を形成するため、平成12年3月「えひめ循環型社会推進計画」を策定した。

計画では、環境意識の醸成、リサイクルシステムの形成、環境ビジネスの育成、不法投棄の根絶などの課題を解決するため、廃棄物を発生させないことを第一に、次に使用済み商品の再使用を進め、それでも発生する廃棄物について再資源化を行い、さらに残るものについて適正処理をするという基本方針のもとに、県民、事業者、行政の役割分担を定め、各種の施策の推進に取り組んでいる。

#### 1 えひめ循環型社会推進計画の普及啓発と推進

えひめ循環型社会推進会議の開催

「えひめ循環型社会推進計画」を推進していくため、従来の愛媛県ごみ減量化推進会議を改組して、えひめ循環型社会推進会議を設置し、意見を聴いた。

- ・委員 関係団体の長から推薦のあった委員20名及び公募委員 3名
- ・日時 平成13年 2月23日（金）
- ・議題 推進計画の主要施策の取組み状況 ほか

「えひめ循環型社会推進計画」ビジュアル版の作成・配布

推進計画の内容をわかりやすく紹介するビジュアル版を作成・発行し、普及啓発に努めた。

- ・規格等 A 4 版、4色カラー、28頁、15,000部

#### 2 ごみ減量化・リサイクルの推進

ごみ減量化・リサイクル推進週間及び月間における啓発

ごみ減量化・リサイクル推進週間（5月30日～6月5日）、ごみ減量化推進月間（10月）にあわせて、啓発ポスターを作成し、市町村等に配布した。

- ・規格等 A 2 版、4色カラー、各2,000部

リサイクル情報誌「リサイクルえひめ」の発行

ごみの減量化・リサイクルの情報提供を行うため、実践家や有識者に編集スタッフになってもらい、「リサイクルえひめ」を編集し、関係団体等に配布した。

・規格等 A 4 版、4 色カラー、40 頁、3,000 部

小学生向け啓発資料、CD-ROM の作成

環境教育の始まる小学 4 年生を対象とした啓発用まんが「ごみとリサイクル」を作成するとともに、ごみ問題をパソコンを使ってゲーム感覚で楽しみながら学習できる CD-ROM を製作し、県内小学校等に配布した。

・「ごみとリサイクル」 A 5 版、4 色カラー、16 頁、18,000 部

・CD-ROM 6,000 枚

家電リサイクル法普及啓発リーフレットの作成

平成 13 年 4 月から家電リサイクル法が施行されることに伴い、制度の概要等について周知徹底を図るため、リーフレットを作成し、市町村、関係団体等に配布した。

・規格等 A 4 版、4 色カラー、8 頁、15,000 部

県・市町村循環型社会推進連絡会議の開催

県（保健所を含む。）と市町村間の連絡を密にし、循環型社会を構築するため、連絡会議を開催し、家電リサイクル法や容器包装リサイクル法の概要を説明するとともに、分別収集計画などについて意見交換を行った。

### 3 溶融スラグの有効利用について

下水道汚泥や、ごみ焼却施設から発生する飛灰・焼却灰等を焼却・溶融することにより生じるスラグについて、廃棄物のリサイクル及び海砂の代替材としての活用を検討した。その結果、スラグは、重金属の溶出について化学的に安全であり、異物の除去・破碎処理・粒度調整等の加工処理を行うことにより物理的にもアスファルト舗装用骨材として有効に活用できるとの結論を得た。